

生食発1127第1号
30消安第1208号
平成30年11月27日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

農林水産省消費・安全局長
(公印省略)

対韓国輸出殻付き家きん卵の取扱いについて

今般、別紙のとおり、日本から韓国へ輸出される殻付き家きん卵について「対韓国輸出殻付き家きん卵の取扱要綱」を定めましたので、本要綱に基づき対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

問合せ先 厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課 TEL：03-3595-2337 農林水産省消費・安全局 動物衛生課 TEL：03-3502-8295
--